津波防護施設区域の概況	
摘　　要	占用許可等の概要 その他特記すべき事項

第二表

津　波　防　護　施　設　調　書

位置	種類	管理者名	構造	数量	竣功年月日	摘要

別記様式第九（第二十五条第一項関係）

指定津波防護施設に関する行為の届出書

津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第52条第１項の規定により法第52条第１項各号に掲げる行為を届け出ます。

年　　月　　日

殿

届出者　住所

氏名　　印

１　指定津波防護施設の名称及び指定番号	
２　法第52条第１項各号に掲げる行為の種類	
３　法第52条第１項各号に掲げる行為を行う場所	
４　法第52条第１項各号に掲げる行為の設計又は施行方法の概要	
５　法第52条第１項各号に掲げる行為の着手予定日	年　　月　　日
６　法第52条第１項各号に掲げる行為の完了予定日	年　　月　　日
７　その他必要な事項	
※　受付番号	年　　月　　日　　第　　号

備考　１　届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

３　※印のある欄は記載しないこと。

４　法第52条第１項各号に掲げる行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。

５　「その他必要な事項」の欄には、法第52条第１項各号に掲げる行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

○国土交通省令第百号

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第百二十四号）の施行に伴い、及び水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第四項の規定に基づき、水防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日　　国土交通大臣　前田　武志

水防法施行規則の一部を改正する省令

水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第七条第三項に規定する事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる」を「次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の土砂災害警戒区域　同法第七条第三項に規定する事項

ロ　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

附　則

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

○国土交通省令第百一号

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第百二十四号）の施行に伴い、及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十四条第一項の規定に基づき、都市計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日　　国土交通大臣　前田　武志

都市計画法施行規則の一部を改正する省令

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「又は流通業務団地」を「、流通業務団地又は一団地の津波防災拠点市街地形成施設」に改める。

附　則

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

○国土交通省令第百二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、駐車場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日　　国土交通大臣　前田　武志